

山梨県公報

第五百七十四号

令和七年

六月二十六日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定……………三四三

○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)……………三四三

○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任……………三四三

公告

○土地改良区役員の退任及び就任……………三四四

人事委員会

○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………三四五

○山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………三四五

監査委員

○山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………三四六

○山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………三四六

その他

○山梨県議会議事事務局規程の一部を改正する訓令……………三四七

○山梨県議会議事事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………三四七

○山梨県議会議事事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………三四七

告示

山梨県告示第二百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 都留市朝日曾雌字茅野一一七七の内三、一一八四の二、一一八六の二、一一八六の九

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和七年六月二十日下土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和七年六月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和七年六月二十日御勅使川右岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和七年六月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

(一) 名称 一般財団法人日本建築総合試験所

(二) 住所 大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 業務区域 山梨県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 東京都港区西新橋一丁目五番八

号及び大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号
四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び
当該構造計算適合性判定の業務の開始の日
(一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の
三第一項及び第十八条第五項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築
物の構造計算適合性判定の業務
(二) 業務の開始の日 令和七年七月一日

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、一宮
町市之蔵土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和七年六月二十六日

一 退任
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	三枝久樹	笛吹市一宮町市之蔵九十二番地	令和七年三月三十一日
理事	望月宏司	笛吹市一宮町市之蔵八十四番地一	同
同	鈴木裕明	笛吹市一宮町市之蔵五百六十一番地	同
同	堀内信	笛吹市一宮町市之蔵六十七番地	同
同	佐野修	笛吹市一宮町市之蔵四百二十五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	鈴木裕明	笛吹市一宮町市之蔵五百六十一番地	令和七年四月一日
理事	三枝久樹	笛吹市一宮町市之蔵九十二番地	同
同	萩原和宏	笛吹市一宮町市之蔵四十九番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鈴木伸二	萩原秀雄	堀内亮	古屋敏紀	岩間宏輝	鈴木清孝	深山良子	古屋敏紀	堀内亮	鈴木伸二
笛吹市一宮町市之蔵二百十四番地	笛吹市一宮町市之蔵百三十番地	笛吹市一宮町市之蔵七十五番地	笛吹市一宮町市之蔵三十四番地	笛吹市一宮町塩田八百九十番地	笛吹市一宮町市之蔵四百二十番地	笛吹市一宮町国分九百七十六番地一	笛吹市一宮町市之蔵三十四番地	笛吹市一宮町市之蔵七十五番地	笛吹市一宮町市之蔵二百十四番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	山口英樹	笛吹市一宮町市之蔵九百六十二番地	同
同	山口森	笛吹市一宮町市之蔵七百九十番地一	同
同	堀内政樹	笛吹市一宮町市之蔵百二十七番地	同
同	降矢好文	笛吹市一宮町市之蔵五百二十五番地	同
同	田中茂	笛吹市一宮町市之蔵四百二十九番地	同
同	鈴木竜吉	笛吹市一宮町市之蔵七十二番地	同
同	萩原美鈴	笛吹市一宮町新巻七十五番地	同
監事	望月宏司	笛吹市一宮町市之蔵八十四番地一	同
員外監事	深山良子	笛吹市一宮町国分九百七十六番地一	同

人事委員会

山梨県人事委員会告示第一号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄
簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（令和五年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中二十二の項を二十四の項とし、十三の項から二十一の項までを二項ずつ繰り下げ、十二の項の次に次のように加える。

十三 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考	同右	同右	同右
十四 非正規雇用者を対象とした職員採用選考	同右	同右	同右

本則の表に次のように加える。

二十五 職員採用選考（警察鑑定研究）	同右	同右	同右
二十六 職員採用選考（薬剤師）	同右	同右	同右
二十七 職員採用選考（臨床検査技師）	同右	同右	同右

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第三号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十八号口中「介護時間」を削り、「並びに」を「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り、」に改め、「含む。以下同じ。」の下に「並びに部分休業（育児に係るものに限る。以下同じ。）」、子育て時間及び介護時間の承認」を加え、同条第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 事務局職員（事務局長、次長及び総括次長補佐を除く。）に係る部分休業、子育て時間及び介護時間の承認に關すること。

第二条第二項第十二号口中「介護時間」を削り、「並びに週休日の振替」を「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り、週休日の振替並びに部分休業、子育て時間及び介護時間の承認」を加え、同条第三項第四号口中「介護時間」を削り、「承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加える。

附則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月二十六日

山梨県監査委員	入倉博文
同	中込正純
同	卯月政人
同	宮本秀憲

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号を削り、同条第五号中「子育て時間」及び「介護時間」を削り、「の承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加え、同号ただし書を削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 次長の部分休業（育児に係るものに限る。）、子育て時間及び介護時間の承認に

關すること。

六 次長の時間外勤務及び休日勤務（休日の代休日を含む。以下同じ。）の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に關すること。

第七条中第十一号を第十三号とし、第四号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「子育て時間」及び「介護時間」を削り、「の承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加え、同号ただし書を削り、同号の次に次の二号を加える。

四 職員（事務局長及び次長を除く。）の部分休業（育児に係るものに限る。）、子育て時間及び介護時間の承認に關すること。

五 監査指導監及び総括次長補佐の時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に關すること。

第八条第二号中「子育て時間」及び「介護時間」を削り、「の承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加え、同号ただし書を削り、同条第三号中「職員」の下に「（事務局長、次長、監査指導監及び総括次長補佐を除く。）」を加え、同条第五号中「及び子ども手当」を削る。

附則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県監査委員訓令第二号

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月二十六日

山梨県監査委員	入倉博文
同	中込正純
同	卯月政人
同	宮本秀憲

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局職員服務規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（勤務時間等の申告）

第六条の二 職員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に關する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項に規定する申告をしようとするときは、勤務時間等申告簿兼割振り簿を提出しなければならない。第十七条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に關する条例（昭和二十八

山梨県議会議訓令甲第二号 山梨県議会議事事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和七年六月二十六日 山梨県議会議長 渡 辺 淳 也 山梨県議会議事事務局職員服務規程の一部を改正する訓令 山梨県議会議事事務局職員服務規程（昭和四十八年山梨県議会議訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。	
附 則 この訓令は、令和七年七月一日から施行する。	
山梨県議会議訓令甲第一号 山梨県議会議事事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和七年六月二十六日 山梨県議会議長 渡 辺 淳 也 山梨県議会議事事務局規程（昭和四十三年山梨県議会議訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。 第八条第四号中「勤務に」を「職務に」に改め、「承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加える。 第九条第三号中「承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加え、「振替え」を「振替」に改める。 第十条第三号中「、職務」を「及び職務」に改め、「承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加える。 第十三条第二号中「承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加える。	目次中「第六条」を「第五条の二」に改める。 第三章中第六条の前に次の一条を加える。 （勤務時間等の申告） 第五条の二 職員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項に規定する申告をしようとするときは、勤務時間等申告簿兼割振り簿（第四号様式の二）を提出しなければならない。 第十六条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。）」を「勤務時間条例」に改める。 第十六条の三から第十六条の五までの規定中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。 第四号様式の次に次の一様式を加える。
そ の 他	

週休日 ・休日	年月日	申告 (変更の申告)					割振り (変更の割振り)					備考
		割り振らない日・特例対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	割り振らない日・特例対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		

(第三面)

週休日 ・休日	年月日	申告 (変更の申告)					割振り (変更の割振り)					備考
		割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
合計		時間 分					時間 分					

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県議会訓令甲第三号

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月二十六日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程（平成十八年山梨県議会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「山梨県議会職員」を「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。）第三条第二項本文の規定により割り振る山梨県議会職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三条第三項の規定により割り振る山梨県議会職員の勤務時間は、別に定めるところにより割り振るものとする。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第三条第三項の規定により割り振る一日の勤務時間が六時間以下である日については、休憩時間を置かないことができる。

第三条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番